

別紙

諮問第642号

答申の内容

1 審査会の結論

「〇〇が私の一時保護に同意した事を示す書面」の開示請求を、本人の利益に反することが明確であるとして却下した決定は、妥当である。

2 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 5月16日	諮問
令和 元年 6月28日	新規概要説明（第195回第二部会）
令和 元年 7月19日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年 7月26日	審議（第196回第二部会）
令和 元年10月 4日	審議（第197回第二部会）

(2) 審査会の判断

本件開示請求を、本人の利益に反することが明確であることを理由として却下した決定は、妥当である。よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

※本件は、個人の権利利益に配慮し、答申の概要を公表するものです。